

徳島市子ども・子育て支援事業計画（素案）に対するパブリックコメント手続きの実施結果

意見募集期間 平成26年9月18日から平成26年10月17日まで

意見提出者数 59人

提出意見数 152件

計画(素案)の修正 提出いただいたご意見に対する市の考え方は次の通りであり、今回、ご意見に基づく修正はありません。
なお、いただいたご意見につきましては、今後、本計画を推進していく上で参考とさせていただきます。

提出された意見の概要と市の考え方

1 計画、教育・保育等に関すること

番号	意見の概要	市の考え方
1	<p>親の就労ばかりに目がいて、子どもがなおざりにならないように細かい計画を立ててほしい。</p> <p>目指す姿がはっきりしたモデル保育所・学童・支援サービスをしている場所があるといいのでは。</p>	<p>本計画では「目指す姿」として、一人一人の子どもが健やかに育ち、社会の一員として成長することができる環境を整備することを目的として策定しております。</p> <p>したがって、この「目指す姿」はモデル的な施設だけでなく、新制度におけるすべての施設等において、実現すべき理念であると考えております。</p>
2	<p>受動喫煙防止の対策をして欲しい。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 就学前の保育・教育施設は敷地内全面禁煙を義務化する。 2 保育・教育に関わる職員は非喫煙とする。 3 児童公園・遊園地・遊興施設やファミリー向けの飲食店など子どもが利用すると考えられる施設は敷地内禁煙を義務化する。 4 早い時期からの一貫して切れ目のない受動喫煙防止の啓発 <p>また、受動喫煙防止は子どもの健康や幸せ、安心・安全な子育てを考える上では非常に重要な事項なので、素案に明文化して盛り込んでほしい。</p> <p>子どもを育てる家庭に向けては、婚姻届時、母子手帳の配布時、出生届時、パパママ教室、乳幼児健診あるいは託児保育施設や幼稚園・認定こども園などを通じて、早い時期から一貫して切れ目なく、家庭や社会での受動喫煙防止を啓発・指導する仕組みが必要です。</p>	<p>施設の敷地内禁煙、職員の非喫煙の義務化についてのご意見は今後の参考とさせていただきます。</p> <p>なお、受動喫煙防止の啓発は、子どもを健康に育むために重要なことであると認識しており、母子健康手帳の交付時やパパママクラス、こんにちは赤ちゃん事業、幼児健診等の事業において啓発活動を実施している現状を踏まえ、「身近な地域における子ども・子育て支援の充実」に掲げております「妊娠・出産期における切れ目のない支援」及び「母と子の健康確保」の中で実施していきたいと考えております。</p>

3	<p>保育・教育はお金も時間もかかるが、人間の基礎作り。時間とお金をかけて市の責任で育てて欲しい。</p>	<p>本計画が「目指す姿」を実現するため、保護者が子育てについての第一義的責任を有することを前提としつつ、社会のあらゆる分野の構成員が、すべての子どもが健やかに成長できる社会を目指すという社会全体の目的を共有するべきであると考えております。</p> <p>本市としても、子ども・子育て支援に関する施策を策定し、総合的かつ計画的に実施してまいります。</p>
4	<p>負担軽減・補助の有無だけで保育施設を選ぶのではなく保育内容で保育施設を選ぶことができるような基盤を整えて欲しい。</p>	<p>新制度では保護者が教育・保育施設等を適切に選択できるよう、施設や運営の内容等についての情報提供を行うこととなっております。本市におきましても適切な情報提供を行ってまいります。</p>
5	<p>教育・保育に関わる職員の資質向上について。職員の保育や教育、発達に関する知識や実践力のスキルアップのみならず、保護者や家庭への支援という役割もあるため、職員にはその視点を持ってもらい、ソーシャルワークの技法習得について研修の機会を設けて欲しい。障害児施策の強化を計画に掲げるなら、その家族も支えるという視点になるため、技法や理念の習得は急務である。</p>	<p>「就学前における教育・保育事業の充実」に掲げております「幼稚園教諭と保育士の資質向上」の参考といたします。</p>
6	<p>厚労省通知で「市町村において要録を作成し、管内の保育所に配布すること」とあるが、認可外保育施設は配布されていないと聞いたことがある。そのため、独自で要録を作成し、小学校へ提出しても「必要ない」と返答する小学校もあったと聞いている。事業計画では、認可・認可外を問わず、通う保育施設等により、就学先への接続で差が出るような、不平等なことは生じないように配慮して欲しい。</p>	<p>「就学前における教育・保育事業の充実」に掲げております「教育・保育施設と小学校との連携方策」の参考といたします。</p>
7	<p>教育委員会へ要録の重要性を徹底して欲しい。</p>	
8	<p>要録の内容について、徳島市の独自性や子どもを取り巻く環境の変化に応じて、随時、様式を考えて欲しい。</p>	
9	<p>認可になることで市外から通っている子どもが退所させられないよう、広域化での調整をしてほしい。</p>	<p>認可外保育施設から認可保育所等になった場合については、経過措置として継続して保育を受けられるよう対応する予定です。</p>

10	徳島市の現行制度「入所申し込みは前の月の20日までに、翌月より入所」の改善をしてほしい。	本市の入所申込締切は入所希望月の前月15日(土、日、祝日については直前の開庁日)となっています。現在のところ、変更の予定はございません。
11	出産後、就業する女性の不安材料をなくしてほしい。市の窓口で不安をおおるような発言をやめさせてほしい。	現在、本市の待機児童の70%以上が0・1歳児であり、出産後、就労を希望する方には厳しい現状となっております。 窓口におきましては、利用者の立場に立った、よりきめ細やかな相談や支援に努めてまいります。
12	市立幼稚園の給食の導入(近隣市町村では導入されている)	給食については外部搬入を含め、早期実施に向け検討します。
13	市立幼稚園の預かり保育を18時か19時まで延長してほしい。	徳島市立幼稚園は保育の必要のない1号認定を受け入れる施設としていることから午後4時までの預かり保育としています。
14	幼稚園に入園する前の子どもたちと保護者の育児支援のさらなる充実をしてほしい。(育児サークルや託児サービスの充実)	「身近な地域における子ども・子育て支援の充実」の中で具体的施策を掲げております。なお、現在、保育所における地域子育て支援拠点事業や幼稚園における未就園児園開放を実施する中で、幼稚園入園前の子どもを含め、在宅育児家庭の子どもや保護者への育児支援を提供しております。
15	徳島市は幼稚園を2年制としているが、国は3年制を求めている。この宙ぶらりんの一年はどうなるのか具体案はでているのか。	徳島市立幼稚園では平成27年度より3歳児保育を始めます。ニーズ調査の結果から幼児数の多い地域を検証し、福島、千松、八万、川内北の各幼稚園を拠点園として実施します。さらに、平成27年度の実施の状況を見て実施施設の増減等を考えてまいります。
16	子どもたちが過ごしやすいように環境を整えてほしい。	「質の高い教育・保育の提供・拡充」の中で具体的施策を掲げております。また、一人一人の子どもが健やかに育ち、また、保護者の皆様も安心してお子様を預けることができる環境を整備したいと考えております。
17	雇用環境の整備をして欲しい。	「仕事と子育ての両立に向けた雇用環境の整備」に掲げております「両立支援制度の適切な運用に向けた企業・事業所への働きかけ」の中で取り組んでまいります。

<p>18 19</p>	<p>認可外保育施設に対して、認可化の支援のみならず、保育環境の充実に に向けた助成を継続して行い、認可施設の水準と比べ、著しく保育環境 が低下したり、利用者の負担が大きくなるようにしてほしい。</p> <p>多子世帯に係る保育料の負担軽減について、認可保育施設だけでなく、 認可外保育施設についても第3子は無料もしくは補助額の上限を定め るなどの対応を検討して欲しい。</p> <p>認可外保育施設への助成、利用者負担の軽減について同様の意見が 他に1件ありました。</p>	<p>「質の高い教育・保育の提供・拡充」に掲げております「就学前における 教育・保育環境の充実」の参考といたします。</p> <p>なお、現在、本市においては、認可外保育施設に対し延長保育補助など 特別保育助成事業費補助金を交付しておりますが、今後も引き続きよりよ い保育環境の実現に努めてまいりたいと考えております。</p>
<p>20</p>	<p>新制度では大人の都合(長時間預けられる、誰でも預けやすくなる)が 優先されて、保育や教育の中身があまり見えてこない。</p>	<p>「質の高い教育・保育の提供・拡充」の参考にさせていただきます。</p> <p>なお、本計画では「目指す姿」として、一人一人の子どもが健やかに育 ち、社会の一員として成長することができる環境を整備することを目的とし て策定しております。</p>

2 放課後児童クラブ(学童保育)に関すること

番号	意見の概要	市の考え方
21 ～ 35	<p>学童保育の専用区画の面積を1.65㎡/人としているが、専用区画の定義はあるのか。子どもが自由に使える広さとしてはよいが、共有の場所も込みの広さとしてはやや狭いと思う。</p> <p>基準面積や専用区画等について同様の意見が他に14件ありました。</p>	<p>平成26年9月に制定した「徳島市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」は、厚生労働省令で定める基準に従って定めています。厚生労働省で、「専用区画は、事務室、便所等は含まない。」としていることから、本市もこれに従った専用区画としています。</p>
36 ～ 55	<p>保護者への説明や意見交換会を実施し、意見のとりいれをしてほしい。</p> <p>説明会の開催や意見のとりいれ等について同様の意見が他に19件ありました。</p>	<p>この度の新制度への移行に際し、学童保育事業については、入所手続きや保育料等に大きな変更がないことから、保護者の方にお知らせする事項がある場合には、学童保育クラブの運営委員会への通知や市広報紙等を通じて行います。</p>
56 ～ 73	<p>徳島市でも専門部会を作り、保護者からの意見も取り入れて具体案を出し、よりよい学童保育にしてほしい。</p> <p>専門部会の設置等について同様の意見が他に17件ありました。</p>	<p>また、保護者からのご意見等については、現在も各学童保育クラブで取りまとめていただき、運営委員会を通じてお聞かせいただいております。今後においても、運営の参考とさせていただきたいと考えております。</p>
74 ～ 80	<p>「量の確保計画」で「見込み」と「確保」の「差引」が「0人」の小中学校区があるが、学童保育ができるのか。</p> <p>量の確保について同様の意見が他に6件ありました。</p>	<p>「第5章 支援法に基づく量の確保計画」にある量の見込みは、平成25年度に実施したニーズ調査の結果に基づくものです。</p> <p>今後、地域の実情を考慮しながら、計画に示した時期を目途に、必要量の確保に努めてまいります。</p>
81 ～ 101	<p>指導員の処遇が改善されるように基準をつくってほしい。</p> <p>指導員の処遇改善等について同様の意見が他に20件ありました。</p>	<p>学童保育における職員の資格要件や配置数等の運営基準については、本年9月に、国の基準に沿って条例を制定しました。</p> <p>各運営委員会に対しては、この基準に基づき、指導員等の確保及び保育の質の向上を図るため、職員の処遇向上についても理解を求めてまいります。</p>

102 ~ 119	<p>指導員の専門性が高まってくるが、今後の処遇や勤務体制・研修などについてどのように考えているのか。</p> <p>指導員の研修、確保、人員増等について同様の意見が他に17件ありました。</p>	<p>学童保育における職員の資格要件、配置数、研修等については、本年9月に国の基準に沿って制定した運営基準等を定める条例で定めております。</p> <p>このうち、指導員に対しては、県が実施する研修の修了が新たな資格要件とされており、運営者は研修機会を確保することとされております。</p> <p>こうしたことから、各運営委員会に対しては、県が実施する研修の履修について配慮いただくよう依頼するとともに、指導員等の確保及び保育の質の向上を図るために、処遇改善についても理解を求めてまいります。</p>
120 ~ 126	<p>学童保育クラブで会計をしていた。学童保育の児童数が100人を超えると保育費も多額になり、専門的な管理知識の少ない保護者が、仕事をしながら管理するのは大変だ。運営費の管理を専門職の人に継続的に管理して欲しい。</p> <p>保護者等の負担軽減等について同様の意見が他に6件ありました。</p>	<p>本市では、地域の実情に応じた運営ができるよう、地元の方々による運営委員会方式を採用しています。</p> <p>保護者の負担軽減については、本市への提出書類の簡素化を図るとともに、各運営委員会に対し、本市からの委託料を活用した事務職員の雇用や事務の外部委託等についても検討いただくよう理解を求めてまいります。</p>
127 ~ 132	<p>学童の運営を市で統一してほしい。</p> <p>学童保育の運営の統一等について同様の意見が他に5件ありました。</p>	
133 ~ 136	<p>学校の近くに学童をつくってほしい。</p> <p>学童保育の設置について同様の意見が他に3件ありました。</p>	<p>本市の小学校区のうち、学童保育クラブ未整備地区は8か所あります。これらの地区については、利用に関する意向調査を行うこととしており、学童保育クラブの設立に意欲のある地区には、設立に向けて支援してまいります。</p> <p>また、老朽化が懸念される施設については、順次整備していくとともに、修繕等について適宜必要な措置を講じてまいります。</p> <p>なお、利用児童数が70人を越える状況があれば、これまでどおり分割していく予定です。</p>
137 ~ 142	<p>砂場や床、学童の建替えなど学童施設の補充・補助を行ってほしい。</p> <p>学童保育の施設、設備の改善等について同様の意見が他に5件ありました。</p>	
143	<p>「一つの支援の単位を構成する児童の数は概ね40人以下とする」とあるが、現状の施設ではそのまま利用することが困難なのではないか。</p>	

144	<p>保育緊急確保事業の中で、開所時間の延長を行う放課後児童クラブに対して、追加的な財政支援を行うそうですが、それはどうやって決めるのか。限度はあるのか。</p>	<p>国・県から具体的な内容が示されたのが今年度の途中であったため、本市の当該事業の推進に有効かつ即効性があるかどうか、検討してまいります。</p>
145 ~ 147	<p>保育所や他の事業の中で学童はどの位の割合で補助金等充当してもらえるのか。</p> <p>学童保育の補助金の増額等について同様の意見が他に2件ありました。</p>	<p>補助金等は、本市の施策に必要であると認められるものに交付するものであり、割合によって捉えるべきものではないと考えています。</p> <p>なお、各学童保育クラブに対する本市からの委託料は、国の補助基準を基に、県や市の補助金を加えて算出されますが、その額は年々増加しています。この増加分については、職員の人件費に充てる等、その有効活用について、各運営委員会に対して理解を求めてまいります。</p>
148 ~ 151	<p>小学校が警報で休校になったときも学童を開所してほしい。</p> <p>学童保育の開所について同様の意見が他に3件ありました。</p>	<p>学童保育における運営基準については、本年9月に、国の基準に沿って条例を制定いたしました。</p> <p>この中で、開所時間等は地域の状況に応じて当該事業所ごとに定めるとされていることから、各運営委員会に対しては、それぞれの実情に合った運営をしていただくよう理解を求めてまいります。</p>
152	<p>「事業の設備及び運営について、・・・市町村が定める」とあるが、今までできていたものができなくなるとか、逆にできるようになるとかはあるのか、具体的な例があれば教えてほしい。</p>	<p>本市の条例は、国の基準に沿って制定しておりますが、今後も設備・運営等の向上を目指してまいります。</p>